

○吹田市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月31日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (2) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 次のいずれにも該当する非常勤の職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。

(イ) 所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。

イ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤の職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤の職員であって、

第5条に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

エ その任期の末日において育児休業をしている非常勤の職員であつて、当該育児休業に係る子について、引き続く任期の初日から育児休業をしようとするもの

(養子縁組をしようとする子に準ずる者)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託されている児童（同法第27条第4項の規定に該当することにより同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親に委託することができない児童に限る。）とする。

(非常勤の職員が育児休業をすることができる期間の末日)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子の1歳到達日

(2) 非常勤の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤の職員の養育する子の1歳到達日以前に当該子について育児休業（育児休業法以外の法律の規定による育児休業を含む。以下同じ。）をしている場合において当該非常勤の職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該非常勤の職員の育児休業の期間の初日（任期の初日から育児休業をしようとする非常勤の職員が当該育児休業に係る子について当該任期が引き続く先の任期の末日において育児休業をしている場合にあっては、先の任期における育児休業の期間の初日をいう。以下この号において同じ。）が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者の当該育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤の職員が産前産後等の期間にあることを理由として勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第6条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当

該育児休業に係る子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤の職員の育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（非常勤の職員が子が2歳に達するまで育児休業をすることができる場合）

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（1） 当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤の職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業を

しようとする場合

- (2) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
(2回を超える育児休業をすることができる特別の事情)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 産前の休業を始め又は出産したことにより育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 第9条に規定する事由に該当したことにより育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 特別養子縁組の成立の審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
 - ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託の措置が解除された場合（養子縁組が成立した場合を除く。）
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(6) 第4条第3号に掲げる場合又は第5条に規定する場合に該当すること。

(7) その任期の末日において育児休業をしている任期を定めて採用された職員が、当該育児休業に係る子について、引き続く任期の初日から育児休業をしようとする事。

(2回を超える育児休業をすることができる最初の育児休業の取得に係る期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第8条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第10条 吹田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年吹田市条例第165号。以下「給与条例」という。)第28条第1項又は吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年吹田市条例第17号。以下「会計年度給与条例」という。)第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内(会計年度任用職員にあっては、基準日の前日以前6箇月以内。次項において同じ。)の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第29条の2第1項又は会計年度給与条例第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第11条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第6条第1項に規定する職員の昇給を行う日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第12条 吹田市職員の退職手当に関する条例（昭和39年吹田市条例第3号）第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての吹田市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（部分休業を請求することができない職員）

第13条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、所定の勤務日数が規則で定める日数以上である非常勤の職員以外の非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）とする。

（第1号部分休業の承認）

第14条 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 特別休暇（吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年吹田市条例第169号）第6条第7項に規定する特別休暇をいう。以下同じ。）のうち養育する子の保育又は親族の介護のための休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員（非常勤の職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤の職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤の職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（特別休暇のうち養育する子の保育又は親族の介護のための休暇の承認を受けて勤務しない時間がある場合にあっては、当該範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第14条の2 第2号部分休業（1の年度につき第14条の4に定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次に

掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該日の勤務時間の全てについて承認するとき。

(2) 当該年度の第2号部分休業の残時間の全てについて承認するとき。

(請求する部分休業の種類を申し出る期間)

第14条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(1の年度に第2号部分休業を請求することができる時間)

第14条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤の職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤の職員 1日当たりの所定の勤務時間に10を乗じて得た時間

(年度の中途において部分休業の種類を変更することができる特別の事情)

第14条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の部分休業の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の内容を変更しなければ当該部分休業に係る子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第15条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条（会計年度給与条例第20条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第16条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由については、第9条の規定を準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(吹田市女子職員の育児休業に関する条例の廃止)

2 吹田市女子職員の育児休業に関する条例（昭和53年吹田市条例第5号）は、廃止する。

（経過措置）

3 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律（平成3年法律第112号）による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号。以下「旧女子教育職員等育児休業法」という。）又は前項の規定による廃止前の吹田市女子職員の育児休業に関する条例（以下「旧女子職員育児休業条例」という。）に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

4 前項に定めるもののほか、吹田市女子職員の育児休業に関する条例の廃止に伴い施行日前に旧女子職員育児休業条例の適用を受けていた職員に適用する経過措置は、育児休業法及び育児休業法に基づく政令の定めるところにより旧女子教育職員等育児休業法の適用を受けていた職員に適用される経過措置の例による。

附 則（省略）

附 則（令和6年3月29日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（令和7年7月14日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の吹田市職員の育児休業等に関する条例第14条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10を乗じて」とあるのは「5を乗じて」とする。